



第63回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル本館4階桜の間

目次

▶ 第63回定時株主総会招集ご通知	1
▶ 事業報告	4
▶ 連結計算書類	36
▶ 計算書類	39
▶ 監査報告書	42
▶ 株主総会参考書類	46
(決議事項)	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 企業価値向上プラン(買収防衛策) の廃止の件	



パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からもご覧いただけます。



<http://srdp.jp/8174/>

証券コード 8174
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

日本瓦斯株式会社

代表取締役
社 長 和 田 眞 治

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火）午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館4階 桜の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 企業価値向上プラン（買収防衛策）の廃止の件

以 上

インターネットによる開示について

- 「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- また、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.nichigas.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

- 株主総会にご出席のうえ、議決権を行使いただく場合



株主総会開催日時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書使用紙を会場受付へご提出ください。

また、ご来場の際は資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

- 書面にて議決権を行使いただく場合



議決権行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

- インターネット等にて議決権を行使いただく場合



議決権行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

本定時株主総会の結果についてのご案内

本定時株主総会の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nichigas.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内のエネルギー業界は、2016年4月に電力の小売りが全面自由化され、異業種から多くの事業者が電力小売市場に参入し、セット割料金メニューによる顧客獲得競争が展開されております。また2017年4月には都市ガス小売りも全面自由化され、業種の垣根を越えた合従連衡が進み、新たなイノベーション創出の環境が形成されて参りました。

このような状況を踏まえ、当社は、お客様にエネルギーサービスの新たな利便性を提供することが極めて重要と考え、2016年5月に、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で、当社及びグループ子会社3社が2017年4月以降に販売する都市ガスの全量（LNG換算約24万トン／年：お客様32万軒相当）について、同社から卸供給を受ける基本契約を締結いたしました。また、2016年12月には、同契約に加え、主に家庭用に販売する都市ガスについての小口卸基本契約を締結し、都市ガスマーケット参入への条件を整えました。さらに2017年3月には、自由化市場向けのセット割料金メニュー「プレミアム5+プラン」を発表し、お客様へ安価なサービス提供を行えるようにするとともに、テレビCMやWeb広告等によるブランディング戦略を開始し認知度向上に努めております。

このように自由化への準備を整え、当社グループは、2017年4月から都市ガス小売市場に参入いたしました。現在、初年度のお客様純増目標11万軒の達成に向け、当社グループの総力を挙げて営業活動を展開しております。なお、東京電力エナジーパートナー株式会社は2017年7月から都市ガス小売市場に本格参入を予定しており、初年度に両社で当社の既存のお客様32万軒を含め約50万軒相当のお客様への販売を目指しております。

今後は、両社の有するエネルギー事業に関する知見や機能を融合させ、お客様に利便性の高い、かつ効率的なサービスのラインナップ拡充に共同で取り組み、お客様に選ばれる総合エネルギー企業への成長を目指すと共に、都市ガス市場の活性化を目的に、両社が有するガス事業における上流、下流のノウハウに加え、人工知能やロボット、フィンテック、ブロックチェーン、仮想通貨、IoTなどの先進テクノロジーを組み込んだ日本最強のエネルギープラットフォームを構築し、以って地域のエネルギー事業者や異業種から参入される新規事業者の皆様との連携を訴求し協業による新たな地域貢献に邁進して参ります。

また、当社は、2016年9月に、本プラットフォームの構築とお客様の利便性及び業務効率向上を図るためのシステム開発パートナーとして、最先端のICTとAI技術を有し「世界の頭脳」を目指す株式会社メタップスと資本業務提携を締結いたしました。同社との共同開発で、スマホのコミュニケーションツールである「LINE」とAIを組み合わせたLINE BOT (LINEを用いた自動応答の技術)により、申込、契約、情報確認、決済をLINE上で完結することが出来るガス器具販売システムや、お客様のスマホからガス料金等の決済やガス料金口座振替登録を行うWeb決済システムを開発し、運用を開始しております。これらのペーパーレスオペレーションによって、お客様のサービス受益ストレスを解消し、迅速で利便性の高いサービスの提供が可能となりました。今後も、お客様の利便性向上のため、フィンテック、ブロックチェーンやIoTなどの活用によるシステム開発を推進して参ります。

なお、当連結会計年度末の当社グループのお客様数は、前連結会計年度末に比べ4万6千軒増の120万軒と順調に増加しております。

当連結会計年度の売上高につきましては、お客様数の順調な伸びに伴いガス販売量は前年同期に比べ増加いたしました。LPガス事業、都市ガス事業ともに原料価格が低く推移しガス販売単価が低下したこと等により1,095億3千6百万円（前年同期比4.5%減）となりました。

利益面につきましては、都市ガス小売り全面自由化に向けたテレビCM等の需要開発費用の増加がありましたものの、前年同期に比べ顧客基盤拡大に伴う更なる業務効率化が進み、営業利益は122億1百万円（前年同期比3.3%増）、経常利益は121億7千6百万円（同7.5%増）と、いずれも6期連続過去最高益を更新いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、卓上コンロ用カセットボンベの製品自主回収に係る費用22億円を特別損失に計上いたしましたため、69億1千3百万円（同2.5%減）と若干の減益となりました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

[LPガス事業]

LPガス事業におきましては、ガス販売量は家庭用がお客様数の順調な伸びに伴い増加したことに加え、業務用も堅調に推移し、前年同期に比べ増加いたしました。原料価格の値下がりによる販売単価の値下げがあり、当連結会計年度の売上高は662億5千9百万円と前年同期に比べ8億3千9百万円（前年同期比1.3%減）の減収となりました。

[都市ガス事業]

都市ガス事業におきましては、ガス販売量は家庭用がL P ガス事業と同様の理由により増加したことに加え、工業用大口需要の伸びもあり前年同期に比べ増加いたしました。天然ガスの販売単価が原料費調整制度により低く推移したため、当連結会計年度の売上高は432億7千6百万円と前年同期に比べ43億1千5百万円（前年同期比9.1%減）の減収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、L P ガス並びに都市ガスの供給体制の安定・合理化をはかるため、また、新規需要に対処するため、ガス事業を中心とした設備投資を実施いたしました。

主なものとしては、当社におけるデポ基地用地1か所の取得、また、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市地区内等導管工事（埼玉県）、新日本瓦斯株式会社における久喜市・北本市地区内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市地区内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市地区内等導管工事（栃木県）などであります。

この結果、当社グループの設備投資額は108億6千9百万円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益状況の推移

区 分	平成 26 年 3 月 期	平成 27 年 3 月 期	平成 28 年 3 月 期	平成 29 年 3 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 126,833	百万円 125,733	百万円 114,691	百万円 109,536
経 常 利 益	百万円 9,193	百万円 9,427	百万円 11,331	百万円 12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 9,464	百万円 5,528	百万円 7,090	百万円 6,913
1 株当たり当期純利益	円 銭 220 93	円 銭 148 26	円 銭 190.71	円 銭 161.93
総 資 産	百万円 123,496	百万円 123,910	百万円 139,097	百万円 139,157
純 資 産	百万円 44,831	百万円 34,969	百万円 60,316	百万円 66,641
1 株当たり純資産額	円 銭 1,017 92	円 銭 1,006 67	円 銭 1,412.96	円 銭 1,560.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式(5,866,468株)を控除して計算しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成27年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は282,487株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は279,796株であります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	//
新日本瓦斯株式会社	400	100	//
北日本ガス株式会社	400	100	//
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

2016年4月の電力小売り自由化に続き、2017年4月からは都市ガス小売り全面自由化がスタートし日本のエネルギー業界は大競争時代に突入いたしました。

従来の地域独占・規制によって、事業そのものが保障されていたエネルギー業界の体制は、大きな変革を市場からも消費者からも求められています。当社としては創業以来、家庭用を中心とした直売方式に徹底的に拘り、顧客基盤の拡大に注力して参りました。更にこの大競争時代の到来を想定し、自由化領域であるLPガス事業において、早くからオペレーションシステムのクラウド化に挑戦し、保安、物流を含めた積極的な構造改革に取り組んで参りました。その結果大幅な顧客増の実績をあげると共に、2011年からは自由化先進国の北米・オーストラリアで総合エネルギーの小売事業に取り組み知見を広げるなど、その備えを着実に進めて参りました。

当社は、半世紀以上に亘るエネルギー事業者としての経験と信用を活かし、この大きな変革期をチャンスと捉え、自由化以降のエネルギー小売事業の中心企業となるべく、以下の取組みによりその重要な一役を担って参る所存です。

1.日本最強のエネルギープラットフォームの構築

当社は2016年12月に東京電力エナジーパートナー株式会社との業務提携を発表いたしました。顧客基盤の拡大を企業成長の最重要課題と認識している当社としては、2017年3月末のグループお客様数120万軒に加え、今後は関東の都市ガス1,400万軒の商圈が自由化領域となり更なる顧客数増加の好機となります。ガス事業における高い営業力・保安力を強みとする当社と、東京電力グループによる日本最大のLNG調達力、圧倒的な電力事業のネットワークが連携して、異業種も参加したオープンイノベーションの聖地となるエネルギープラットフォームを構築し、最強の総合エネルギー小売事業を目指すと共に、両社で少子高齢化時代に適応する全く新しい地域サービスの在り方を訴求して参ります。将来的にはこのプラットフォームに、地域のエネルギー事業者が持つ知見・経験、更にITベンチャーの革新的なシステムを加えて更なるシナジー効果を発揮し、これまでの小売販売というB to Cのビジネスモデルに加え、B to Bのビジネスモデルの全国展開や海外事業の挑戦に生かして参ります。

2. 「ICT」と「ヒトの力」の融合

当社は従前からこの競争市場の中で成長し勝ち残るカギは、「ICT」と「ヒトの力」の融合だと考え、その育成に取り組んで参りました。「ICT」の面では、先んじて業務の全面クラウド化を進め、サービスの高質化と徹底したコスト削減を実現してきました。LINE BOTによるガス器具の販売や口座振替登録をスマホで完結できる利便性の高いサービスの提供などを実現し、今後もフィンテックや人工知能などを活用したサービスを通じて、更なる付加価値をお客様に提供して参ります。「ヒトの力」の面では、当社は創業時から対面型の営業活動を行い、お客様と「顔の見える関係」を築き上げてきました。インターネットの発展に伴い、小売業者と消費者との接点は急速にバーチャル化され、その流れはこれからも進むと考えられます。だからこそ当社が蓄積してきた「顔の見える関係」は益々大きな価値となって参ります。今後もこの両面の融合を大きな成長の課題として捉え、その育成に注力して参ります。

3.働き方改革の実現

上記「ヒトの力」を育成する為にも、優秀且つ多様な人材の確保が企業の継続的な成長には不可欠な要因となります。労働人口の減少が顕在化するなかで、長時間労働の削減・人々が人生を豊かに生きていくと同時に企業の生産性を上げていくことは全ての企業の課題だと言えます。当社はこの問題の解決にはAIを初めとするICTの高質化が必要不可欠だと考えており、管理部門の業務効率化・スマホ端末等を活用したペーパーレス化・業務システムのフルクラウド化等の実現を通じて、新たな顧客サービスを創出し事業価値の差別化を図って参ります。

4.コーポレートガバナンスの強化と株主・投資家との対話

当社では、コーポレートガバナンスとは、会社が長期に亘る持続的な企業価値向上を目指して経営方針や戦略を策定し、これらを様々なステークホルダーと公正に協働しながら、企業運営ならびにそれを支える会社組織の構築を進める事と考えています。そのために役員への株式報酬制度（BIP信託）の導入、第三者委員による役員評価制度の導入、各種会議開催による効率的な業務執行及び取締役間の執行監視等を実施して、コーポレートガバナンスの強化を進めて参りました。今後も常に変化する社会情勢に対応すべく、社風である改革精神を強く意識して成長を加速させて参ります。また株主の皆様との対話を重視し、投資家などの面談についてはIR担当取締役を責任者として、代表取締役も含めて国内外で各役員が積極

的に対応して参ります。更に当社は東京証券取引所が適用するコーポレートガバナンス・コードについては、積極的な経営を行っていくために有効な指針であると考えています。昨年度から政策保有株式の処分を推進し、13銘柄を処分致しました。今後も本施策を継続し株式の流動性を上げ、企業価値の向上と投資機会の拡充に努めて参ります。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループはL Pガス、都市ガス、簡易ガスの供給並びにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事業	取扱商品
L P ガ ス 事 業	L P ガス、簡易ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、ライター用・カセットこんろ用ガスボンベ、エアゾール製品（化粧品・医薬部外品、家庭用品、工業用品、自動車用品）、カセットこんろ、土地、建売住宅、注文建築、保険代理業務、生活関連商品等
都 市 ガ ス 事 業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	東京都渋谷区代々木
営 業 所	第1東京営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県）流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県）甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県）他55ヶ所
工 場	田無工場（東京都）町田工場（東京都）取手工場（茨城県）滋賀工場（滋賀県）甲府工場（山梨県）千葉工場（千葉県）埼玉工場（埼玉県）津久井工場（神奈川県）

② 重要な子会社及び主要な事業所

東 彩 ガ ス 株 式 会 社	本 社	埼玉県越谷市
	事 業 所	埼玉県春日部市
東 日 本 ガ ス 株 式 会 社	本 社	茨城県取手市
	事 業 所	千葉県我孫子市
新 日 本 瓦 斯 株 式 会 社	本 社	埼玉県北本市
	事 業 所	埼玉県久喜市
北 日 本 ガ ス 株 式 会 社	本 社	栃木県小山市
	事 業 所	栃木県鹿沼市
日 本 瓦 斯 工 事 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
日 本 瓦 斯 運 輸 整 備 株 式 会 社	本 社	東京都西東京市

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,550名 (363名)	33名 (32名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
789名 (194名)	55名 (20名増)	36.1歳	10年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,341百万円
株式会社みずほ銀行	9,252百万円
株式会社三井住友銀行	7,831百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 179,846,100株
 (2) 発行済株式の総数 48,561,525株（自己株式5,586,672株を含む）
 (3) 株主数 3,984名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	1,832,300 株	4.2%
G O L D M A N, S A C H S & C O. R E G	1,832,033 株	4.2%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,799,487 株	4.1%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,604,000 株	3.7%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	1,350,000 株	3.1%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	1,301,528 株	3.0%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,180,938 株	2.7%
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	1,164,820 株	2.7%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,079,200 株	2.5%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,041,220 株	2.4%

(注) 当社は、自己株式5,586,672株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式279,796株を含んでおりません。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員及び当社の連結子会社6社の取締役（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの70%に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残り

の当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

なお、当連結会計年度末（平成29年3月31日現在）に当該信託が保有する当社株式は279,796株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
和田 眞 治	代表取締役社長	
飯 島 徹	代表取締役専務（営業本部長（都市ガスグループ管掌））	東日本ガス株式会社代表取締役社長 東彩ガス株式会社代表取締役社長
渡 辺 大 乗	専務取締役（営業本部副本部長（エネルギー企画部 総合エネルギー事業部 ライフプロダクト営業部管掌））	
小 池 四 郎	専務取締役（管理本部長兼総務部長）	
荒 木 太	常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）	日本瓦斯運輸整備株式会社代表取締役社長
森 下 淳 一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長兼情報通信技術部長）	日本瓦斯工事株式会社代表取締役社長
渡 辺 直 美	常務取締役（管理本部副本部長（経財部人事部管掌））	
柏 谷 邦 彦	常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）	
田 中 敏 也	取締役（営業本部ライフプロダクト営業部長）	
向 井 正 弘	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌））	
井 出 隆	取締役	日本サード・パーティ株式会社 社外監査役
河 野 哲 夫	取締役	
大 槻 昌 平	常勤監査役	
坂 本 昭 二 郎	監査役	
能 勢 元	監査役	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 監査役
山 田 剛 志	監査役	株式会社トップカルチャー社外監査役

- (注) 1. 取締役井出隆氏及び河野哲夫氏は、社外取締役であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役坂本昭二郎氏、能勢元氏及び山田剛志氏は、社外監査役であります。坂本昭二郎氏、能勢元氏及び山田剛志氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役能勢元氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
平成28年6月28日開催の第62回定時株主総会において、新たに飯島徹氏が取締役に選任され、就

任いたしました。

平成28年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、阪本敏康氏は任期満了により、中山雄樹氏は辞任により取締役を退任いたしました。

能勢元氏は平成29年3月31日に監査役を辞任いたしました。

5. 当事業年度終了後における取締役の地位・担当の異動

平成29年4月1日付で取締役の地位・担当を次の通り変更しております。

氏名	異動前	異動後
森下 淳一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長兼情報通信技術部長）	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長（情報通信技術部管掌））
向井 正弘	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌））	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌））

6. 平成29年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	役名	職名
鎌形 哲夫	常務執行役員	関東中央支店長
寺田 二三男	常務執行役員	北関東支店長
佐藤 一郎	常務執行役員	南関東支店長
土屋 友紀	常務執行役員	東関東支店長
岩谷 治樹	常務執行役員	東京支店長
湯浅 良平	執行役員	エネルギー管理部長
紫藤 武久	執行役員	北関東支店第2部長
尾作 恵一	執行役員	人事部 部長
宮本 英一	執行役員	経財部 部長
清田 慎一	執行役員	IR・資本戦略部長
平田 邦臣	執行役員	総合エネルギー事業部長（TEDグループ担当）
長岡 寛	執行役員	関東中央支店開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (2名)	292百万円 (9百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	27百万円 (9百万円)
合 計	17名 (5名)	320百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役30百万円以内。また、使用人分給与は含まず。）と決議しております。役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。
4. 上記報酬等の額には、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役11名に対し72百万円）を含めております。
5. 取締役の報酬等の額には、平成28年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任及び辞任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役井出隆氏は日本サード・パーティ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。
- ・監査役能勢元氏は東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役及びリーマン・ブラザーズ証券株式会社の監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。
- ・監査役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会 (18回開催)		監査役会 (14回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	井出隆	18回	100%	一回	—%
取締役	河野哲夫	16回	89%	一回	—%
監査役	坂本昭二郎	18回	100%	14回	100%
監査役	能勢元	18回	100%	12回	86%
監査役	山田剛志	17回	94%	12回	86%

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
- ・取締役河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的に意見表明を行っております。
- ・監査役坂本昭二郎氏は、ガス業界に関する豊富な経験、幅広い知識と見識を有しており、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
- ・監査役能勢元氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
- ・監査役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 協立監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況及び一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制並びに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置した。

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談・通報体制としてヘルプラインを設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、外部弁護士及び監査室に通報するように定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨む。

財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、管理本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令・社内規程に基づき情報の保存・管理を行う。

取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できる。

また、情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織としてエネルギー管理部所管常務を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとする。

平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作る。万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー管理部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に1度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努める。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社会的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、月に1回、グループ各社の社長及び幹部が参加する「経営企画会議」を開催する。

非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築する。

当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行う。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理する。

「リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社から当社に対し、年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行う。

当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築し、グループ内の情報共有を図る。

グループ内での管理業務の集約化を図り、適正な人材の配置を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の役員・従業員に適用される行動規範及びコンプライアンス基本方針を定める。

グループ全体の役員・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。

当社又は子会社の内部監査部門による子会社の監査を実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図る。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図る。

② 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する。

子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定める。

④ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保する。

監査役が、外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス委員会がマニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう定期的に社内メールによる啓蒙活動、外部講師による講演会の開催を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

加えて当社は、監査室にヘルプラインを設け、役員及び従業員が相談・通報体制を維持することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、部門目標に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わるものとして当社及びグループ各社において災害対策マニュアルを策定し、防災訓練を行う等により保安体制を整備しております。

③ 内部監査

監査室が作成した監査実施計画に基づき、リスク管理体制が有効に機能しているかの検証を含めて、当社及びグループ各社の内部監査が計画的に実施されております。

④ 財務報告に係る内部統制

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社グループが企業価値を維持・向上するためには、当社の供給エリアである関東一円の一般家庭に、安全且つ安定的に、より安価にガス体エネルギーを供給し続けるとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することが不可欠であると考えております。そのためには、消費者の生活を支えるライフライン・社会資本ともいべき、ガス本支管等の既存設備の経年管理に、積極的且つ創造的な再投資に努めてまいるとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と、新たな供給システムの開発に積極的に取り組むなど、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築していかなければなりません。当社取締役会は、このような長期的な観点から当社の財務及び事業の方針を決定することを嫌い、当社がこれまで築き上げてきた地域社会や使用人、協力会社、金融機関等ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為を行う者について、当社の方針の決定を支配する者として、適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして、平成18年2月9日に、企業価値向上プランを導入した後、平成18年6月9日、平成19年6月12日、平成21年6月8日に一部改正をし、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会において継続のご承認を得ております。当連結会計年度末日における企業価値向上プランの概要は、以下のとおりであります。

なお、現行の当連結会計年度末日における同プランの全文は、当社ホームページにおいて閲覧することができます。

(<http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf>)

I. 「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念（日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～）を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様にご業績評価をしていただくことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、当社グループの現在の状況を踏まえ、次のとおりグループ経営理念を策定します。

- ① 地域社会に対する貢献
- ② 企業の持続的成長を目指す
- ③ 人的資源の尊重

II. 経営評価委員会の設置

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて、外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するため、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置しました。

現在委員には、井手秀樹慶應義塾大学商学部教授を委員長として、成城大学大学院法学研究科教授山田剛志氏及び東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役能勢元氏が就任しております。

III. 企業価値向上プランの導入

① 企業価値向上プランの導入の目的－企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案（以下、単に「買付提案」といいます。）又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール（以下、「企業価値向上プラン」といいます。）を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたしました。

② 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針

(企業価値向上プランの内容)

イ. 企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案又は買付行為を行おうとする者（以下、「買付者」といいます。）です。

ロ. 必要情報提供手続

買付者には、当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20%以上となる買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。当社取締役会は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、5営業日以内に、必要情報の提供を要請します。買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は受領した情報を、直ちに独立の外部専門家3名により構成され、別に設置される経営評価委員会に上程します。

ハ. 経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから60営業日以内（但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとします。）に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。

二. 経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には、対抗措置の不発動を勧告します。

- a. 買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、且つ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる。
- b. 濫用的買収者である（以下のいずれかに該当すること）。
 - (i) 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている（いわゆるグリーンメイラーである）ことが客観的且つ合理的に認められる。
 - (ii) 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者や、そのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
 - (iii) 買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
 - (iv) 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等、当社を食い物にしようとしていることが客観的且つ合理的に認められる。

(v) 買付者が、二段階での強圧的な買付（最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定するような行為のことでいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様売り急がせる買付手法のことをいいます。）を予定して、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的且つ合理的に認められる。

- c.買付後の経営計画又は事業計画が著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。
- d.(現経営陣の経営計画又は事業計画が、経営評価委員会に上程された場合で) 買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）と比較して、明白に劣っており、買付者による、買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

ホ. 経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には、経営評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

ヘ. 取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします。また、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断した場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

③ 対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる取得条項付新株予約権の概要は、以下の通りです。

イ. 新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で、決定される割当期日（以下、「割当期日」といいます。）時点における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

ロ. 取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において、決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式3株を限度として交付する。

ハ. 取得条件

買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者が、新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者から、その保有する新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式を交付することを行わない。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記取組みのうち、「Ⅰ.『日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～』の策定」及び「Ⅱ. 経営評価委員会の設置」については、当社事業の特性に基づいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上することを直接の目的として行われるものであるから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

また、「Ⅲ. 企業価値向上プランの導入」につきましても、以下の理由から、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、本プランに係る定款変更議案及び本プランの継続をご了承いただき、平成19年6月28日開催の第53回定時株主総会、平成21年6月26日開催の第55回定時株主総会、平成23年6月29日開催の第57回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第59回定時株主総会及び平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会において継続のご了承をいただいたことにより、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後も、取締役選任議案（企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。）として、株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

経営評価委員会は、有事にも当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については、当社ホームページにおいて株主の皆様へ情報開示されており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的且つ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、今後も株主総会において、取締役選任議案を通じて株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できない又は時間を要する、いわゆるデットハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではございません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,134	流動負債	36,683
現金及び預金	31,418	支払手形及び買掛金	7,145
受取手形及び売掛金	6,708	電子記録債務	4,373
商品及び製品	4,639	短期借入金	2,650
仕掛品	18	1年内返済予定の長期借入金	13,325
原材料及び貯蔵品	100	リース債務	971
繰延税金資産	504	未払法人税等	2,360
その他	871	賞与引当金	434
貸倒引当金	△125	その他	5,421
固定資産	95,022	固定負債	35,831
有形固定資産	73,349	長期借入金	29,013
建物及び構築物	9,323	リース債務	1,418
機械装置及び運搬具	35,484	再評価に係る繰延税金負債	207
工具、器具及び備品	1,031	株式報酬引当金	279
土地	24,594	ガスホルダー修繕引当金	354
リース資産	2,153	製品自主回収関連損失引当金	825
建設仮勘定	761	退職給付に係る負債	2,410
無形固定資産	7,422	その他	1,321
のれん	3,824	負債合計	72,515
その他	3,598	(純資産の部)	
投資その他の資産	14,250	株主資本	64,840
投資有価証券	5,823	資本金	7,070
長期貸付金	3,907	資本剰余金	15,724
繰延税金資産	2,834	利益剰余金	50,899
その他	2,170	自己株式	△8,853
貸倒引当金	△485	その他の包括利益累計額	1,795
		その他有価証券評価差額金	1,564
		為替換算調整勘定	249
		退職給付に係る調整累計額	△19
		非支配株主持分	6
		純資産合計	66,641
資産合計	139,157	負債及び純資産合計	139,157

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	109,536
売上原価	52,648
売上総利益	56,887
販売費及び一般管理費	44,686
営業利益	12,201
営業外収益	
受取利息及び配当金	115
持分法による投資利益	137
その他	351
営業外費用	
支払利息	389
貸倒引当金繰入額	201
その他	39
経常利益	12,176
特別利益	
固定資産売却益	8
投資有価証券売却益	278
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	159
退職給付制度改定損	18
製品自主回収関連損失	2,200
その他	13
税金等調整前当期純利益	10,070
法人税、住民税及び事業税	3,520
法人税等調整額	△365
当期純利益	6,914
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	6,913

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,070	15,724	45,447	△8,896	59,345
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,460		△1,460
親会社株主に帰属する当期純利益			6,913		6,913
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		43	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	5,452	42	5,495
当 期 末 残 高	7,070	15,724	50,899	△8,853	64,840

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	782	208	△25	965	5	60,316
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,460
親会社株主に帰属する当期純利益						6,913
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	782	40	6	829	0	830
当 期 変 動 額 合 計	782	40	6	829	0	6,325
当 期 末 残 高	1,564	249	△19	1,795	6	66,641

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,912	流動負債	27,090
現金及び預金	22,316	電子記録債権	4,373
受取手形	170	買掛金	3,970
売掛金	3,717	短期借入金	2,270
商貯蔵品	3,956	一年内返済予定の長期借入金	11,164
繰延税金資産	264	リース負債	841
そ の 他 の 金 庫	4,577	未払金	2,336
貸倒引当金	△121	未払費用	297
		未払法人税等	1,215
		未払消費税等	400
		前受り金	0
		預り金	219
固定資産	73,781	固定負債	32,765
有形固定資産	32,475	長期借入金	27,661
建物	5,676	リース負債	1,227
構築物	1,697	長期預り金	489
機械及び装置	3,183	退職給付引当金	1,343
車両運搬具	119	株式報酬引当金	167
器具及び備品	357	製品自主回収関連損失引当金	825
土地	20,046	その他の	1,051
リース資産	1,205	負債合計	59,855
建設仮勘定	188		
無形固定資産	3,705	(純資産の部)	
のれん	383	株主資本	47,319
その他の	3,321	資本	7,070
投資その他の資産	37,601	資本剰余金	15,061
投資有価証券	4,992	資本準備金	5,197
関係会社株	26,191	その他資本剰余金	9,864
出資	3	利益剰余金	34,041
長期貸付金	4,594	利益準備金	949
繰延税金資産	712	その他利益剰余金	33,092
そ の 他 の 金 庫	1,748	固定資産圧縮積立金	110
貸倒引当金	△640	別途積立金	7,750
		繰越利益剰余金	25,231
		自己株	△8,853
		評価・換算差額等	1,519
		その他有価証券評価差額金	1,519
		純資産合計	48,839
資産合計	108,694	負債及び純資産合計	108,694

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		65,923
売上原価		33,848
売上総利益		32,075
販売費及び一般管理費		24,187
営業利益		7,888
営業外収益		
受取利息及び配当金	507	
その他	269	776
営業外費用		
支払利息	353	
貸倒引当金繰入額	358	
為替差損	5	
その他	6	724
経常利益		7,940
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	269	271
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	80	
製品自主回収関連損失	2,200	2,282
税引前当期純利益		5,930
法人税、住民税及び事業税	2,160	
法人税等調整額	△481	1,678
当期純利益		4,251

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	その他利益 剰余金	繰上 金	繰越 利益 剰余 金
当 期 首 残 高	7,070	5,197	9,863	15,061	949	111	7,750	22,440	31,251
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,460	△1,460
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
当 期 純 利 益								4,251	4,251
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	△0	—	2,790	2,790
当 期 末 残 高	7,070	5,197	9,864	15,061	949	110	7,750	25,231	34,041

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△8,896	44,486	755	755	45,242
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△1,460			△1,460
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		4,251			4,251
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	43	43			43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			763	763	763
当 期 変 動 額 合 計	42	2,832	763	763	3,596
当 期 末 残 高	△8,853	47,319	1,519	1,519	48,839

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

日本瓦斯株式会社
取締役会 御中協立監査法人
代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 田中 伴一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

日本瓦斯株式会社
取締役会 御中

協立監査法人
代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊟
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 田中 伴一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

日本瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 大槻 昌平 ㊟

社外監査役 坂本 昭二郎 ㊟

社外監査役 山田 剛志 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移し6期連続で営業最高益を更新したことから1株につき17円としたいと存じます。なお、当社は引き続き安定的な配当の継続を基本方針としております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は730,572,501円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

業務範囲の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加及び変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.~27. (省略)	1.~27. (現行どおり)
(新設)	<u>28. 電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
<u>28. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u>	<u>29. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	和田眞治 (昭和27年4月3日生)	昭和52年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役(営業部長兼西関東支店長) 平成12年6月 当社常務取締役(営業本部西関東支店長) 平成13年4月 当社常務取締役(営業本部営業統括兼西関東支店長) 平成14年4月 当社常務取締役(営業本部営業統括) 平成15年1月 当社常務取締役(営業本部長) 平成16年6月 当社専務取締役(営業本部長) 平成17年6月 当社代表取締役社長(営業本部長) 平成18年4月 当社代表取締役社長(現任)	55,155株
<p>【取締役候補者とした理由】 和田眞治氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営企画、情報システムをはじめとして当社のさまざまな部門に精通する等、代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
2	飯島徹 (昭和29年2月24日生)	昭和52年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役(営業本部保安部兼企画業務部統括部長) 平成18年4月 当社常務取締役(営業本部長) 平成19年4月 当社常務取締役(営業支援本部長) 平成20年4月 当社常務取締役(営業本部TED部長兼開発営業部管掌) 平成21年6月 東日本ガス株式会社代表取締役社長 平成26年6月 東彩ガス株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 代表取締役専務(営業本部長(都市ガスグループ管掌))(現任) 平成29年5月 新日本瓦斯株式会社代表取締役社長(現任)	43,762株
<p>(重要な兼職の状況) 東彩ガス株式会社代表取締役社長 新日本瓦斯株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 飯島徹氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、平成26年6月より東彩ガス株式会社、平成29年5月より新日本瓦斯株式会社の代表取締役社長として当社の都市ガス事業全般をリードする等、代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
3	<p style="text-align: center;">わた なべ だい じょう 渡 辺 大 乗 (昭和33年11月30日生)</p>	<p>昭和56年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役（営業部長兼東関東支店長） 平成17年4月 当社取締役（営業本部TED部長） 平成18年4月 当社取締役（営業本部ガス事業管理部長） 平成19年4月 当社取締役（営業支援本部ガス事業管理部長） 平成20年4月 当社常務取締役（営業本部企画業務部長兼ガス事業管理部管掌） 平成21年4月 当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼TED部兼開発営業部管掌） 平成23年4月 当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼開発営業部兼TED部管掌） 平成26年4月 当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（TED部 ライフプロダクト営業部管掌）） 平成27年4月 当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌）） 平成27年6月 当社専務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌）） 平成28年6月 当社専務取締役（営業本部副本部長（エネルギー企画部総合エネルギー事業部ライフプロダクト営業部管掌））（現任）</p>	23,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 渡辺大乗氏は、営業部門の取締役等要職を経て、平成27年6月より営業本部管掌専務として主に、電力とガス事業の融合に関する経営企画に精通するとともに、経営に関する豊富な経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
4	<p style="text-align: center;">こ いけ し ろう 小 池 四 郎 (昭和29年1月12日生)</p>	<p>昭和58年3月 当社入社 平成15年6月 当社監査役（常勤） 平成24年6月 当社取締役 平成24年7月 当社常務取締役（営業本部副本部長） 平成25年6月 当社監査役（常勤） 平成26年6月 当社常務取締役（管理本部副本部長兼総務部長） 平成27年6月 当社専務取締役（管理本部副本部長兼総務部長） 平成28年6月 当社専務取締役（管理本部長兼総務部長）（現任）</p>	11,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 小池四郎氏は、法務、内部統制分野での豊富な経験を有し、平成28年6月より専務取締役管理本部長として管理部門全般を管掌しており、経営に関する豊富な経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
5	あら き ふとし 荒木 太 (昭和35年8月4日生)	昭和59年3月 当社入社 平成19年4月 当社営業部長兼西関東支店長 平成19年6月 当社取締役 (営業部長兼西関東支店長) 平成20年4月 当社取締役 (営業本部西関東支店長) 平成22年4月 当社常務取締役 (営業本部西関東支店長) 平成23年4月 当社常務取締役 (営業本部東関東支店長) 平成26年4月 当社常務取締役 (営業本部エネルギー営業部 西関東支店長) (現任)	25,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 荒木太氏は、入社以来、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、平成19年6月取締役西関東支店長就任以来、経営の実績を重ね、取締役に応じたい経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
6	もり した じゅん いち 森下 淳一 (昭和39年12月26日生)	平成2年3月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 (営業本部ガス事業管理部長) 平成23年6月 当社取締役 (営業本部ガス事業管理部長) 平成26年4月 当社常務取締役 (営業本部エネルギー管理部 長) 平成27年4月 当社常務取締役 (営業本部エネルギー管理部 長 (情報通信技術部管掌)) 平成27年10月 当社常務取締役 (営業本部エネルギー管理部 長兼情報通信技術部長) 平成29年4月 当社常務取締役 (営業本部エネルギー管理部 長情報通信技術部管掌) (現任)	13,800株
<p>(重要な兼職の状況) 日本瓦斯工事株式会社 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 森下淳一氏は、入社以来、ガス保安部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、また、平成26年4月常務取締役就任以来、情報システム部門を管掌し、また、当社グループ会社の日本瓦斯工事株式会社 代表取締役社長を兼職する等、取締役に相応しい経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
7	わた なべ なお み 渡辺直美 (昭和29年5月8日生)	平成19年10月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員(管理本部総務部長) 平成26年6月 当社取締役(管理本部人事部長) 平成28年6月 当社常務取締役(管理本部副本部長(経財部人事部管掌))(現任)	6,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 渡辺直美氏は、主に総務部門に携わった後、総務部、人事部門の取締役等の要職を経て、平成28年6月常務取締役管本部副本部長として経理・人事部門を管掌しており、取締役に相応しい経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
8	かしわ や くに ひこ 柏谷邦彦 (昭和46年1月6日生)	平成24年3月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(営業本部海外事業部長) 平成25年6月 当社取締役(営業本部海外事業部長) 平成26年2月 当社取締役(戦略企画本部部長兼海外事業部長) 平成27年10月 当社取締役(営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長) 平成29年2月 当社常務取締役(営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長)(現任)	6,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 柏谷邦彦氏は、海外におけるエネルギー(インフラ)事業投資、ストラクチャリング、投資先モニター、経営参加等の経験を有し、当社の海外事業分野、IR・資本戦略に加え、事業パートナーとのアライアンス推進を手がける等、取締役に相応しい経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	むか い まさ ひろ 向井正弘 (昭和40年12月10日生)	昭和63年3月 当社入社 平成18年4月 当社営業部長兼東関東支店長 平成18年6月 当社取締役(営業部長兼東関東支店長) 平成20年4月 当社取締役(営業本部東関東支店長) 平成23年4月 当社取締役(営業本部西関東支店長) 平成26年4月 当社取締役(営業本部エネルギー企画部長(保険・TED部担当)) 平成27年4月 当社取締役(営業本部エネルギー企画部長兼TED部長兼情報通信技術部長) 平成27年10月 当社取締役(営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長(総合エネルギー事業部管掌)) 平成29年4月 当社常務取締役(営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長(総合エネルギー事業部管掌))(現任)	27,640株
【取締役候補者とした理由】 向井正弘氏は、入社以来、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、平成18年6月取締役東関東支店長就任以来、企画、保険、情報システム部門等の実績を重ね、取締役に相応しい経験・実績を有していることから引き続き取締役候補者として選任しております。			
10	い で たかし 井出隆 (昭和26年6月19日生)	昭和59年4月 公認会計士登録 平成10年7月 中央監査法人代表社員就任 平成18年7月 新日本監査法人入社 シニアパートナー 平成25年6月 新日本有限責任監査法人退職 平成26年6月 日本サード・パーティ株式会社社外監査役(現任) 平成26年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本サード・パーティ株式会社 社外監査役	一株
【社外取締役候補者とした理由】 社外取締役候補者井出隆氏は公認会計士として会計・財務に関して深い見識を有し経営面から当社の財務政策・コンプライアンス体制構築に的確かつ積極的な指導をいただけると判断して、社外取締役候補者として選任しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
11	<p style="text-align: center;">かわのてつお 河野哲夫 (昭和27年9月4日生)</p>	<p>平成11年4月 株式会社さくら銀行米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長</p> <p>平成15年4月 株式会社三井住友銀行理事本店法人営業部長</p> <p>平成17年4月 エームサービス株式会社執行役員営業開発推進本部長</p> <p>平成26年4月 同上席執行役員品質管理本部長</p> <p>平成27年4月 同退任 非常勤顧問 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】 社外取締役候補者河野哲夫氏は大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対する的確かつ積極的なご意見をいただけると判断して、社外取締役候補者として選任しております。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.井出隆氏及び河野哲夫氏は社外取締役候補者であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員候補者であります。
- 3.井出隆氏及び河野哲夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 4.社外取締役の責任限定について
当社は社外取締役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外取締役候補者である井出隆氏及び河野哲夫氏につきましては、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

平成29年3月31日をもって、監査役能勢元氏が辞任されましたので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本監査役候補者は、監査役能勢元氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了するべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">なかしま かつひさ 中嶋 克久 (昭和36年7月29日生)</p>	<p>昭和60年10月 青山監査法人 (現 プライスウォーターハウスクーパース) 入所 平成5年8月 日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 出向 平成14年7月 預金保険機構出向 金融再生部健全業務課課長 平成20年7月 株式会社ブルータス・コンサルティング 代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ブルータス・コンサルティング 代表取締役 株式会社銚子丸 監査役 公益財団法人 YFU日本国際交流財団 監事 エスプラスカンパニー株式会社 監査役 株式会社あら輝 監査役</p>	<p>一株</p>
<p>【社外監査役候補者とした理由】 中嶋克久氏を社外監査役候補者とした理由は、株式会社ブルータス・コンサルティングの代表取締役であり、公認会計士としての専門的見地から会計・財務に関して十分な実績をあげられており、経営に関する高い見識も有しているため当社の社外監査役にふさわしいと判断して候補者としております。</p>		

(注)1.中嶋克久氏は新任候補者であります。

2.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3.中嶋克久氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

4.社外監査役の実任期間について

当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第47条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、これに基づき社外監査役候補者である中嶋克久氏につきましては、選任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の

最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第5号議案 企業価値向上プラン（買収防衛策）の廃止の件

当社は、平成18年2月9日付取締役会決議により、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上を目的とし、濫用的な買収者による買収提案から当社を防衛するため、企業価値向上プラン（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し（同年6月9日、平成19年6月12日、平成21年6月8日の取締役会決議により一部改正）、平成18年6月29日開催の当社第52回定時株主総会において株主の皆様からご承認を受けて以降、平成27年6月25日開催の第61回定時株主総会まで継続のご承認をいただいております。

しかしながら、公開買付制度の整備に関する金融商品取引法の改正や、コーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの浸透等、買収防衛策に関する環境が、本プラン導入時から著しく変化してきたため、本プランが当社に及ぼす影響等を慎重に検討した結果、当社定款第18条第1項に基づき、本プランを継続せずに廃止することを本総会にお諮りすることといたしました。

当社は、本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン または携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル<<本館4階 桜の間>>
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
電話 (03) 3504-1111 (代表)



<交通機関>

JR線	有楽町駅	下車	徒歩5分	地下鉄	銀座駅	下車	徒歩5分
	新橋駅	下車	徒歩7分		日比谷駅	下車	徒歩3分
					内幸町駅	下車	徒歩3分